

# 障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成21年3月12日（木）

社会・援護局障害保健福祉部

企画課施設管理室

## 目 次

1	国立更生援護施設等の運営について	1
2	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園について	8
○	参考資料	
1	国立更生援護施設の概要	11
2	平成21年度国立更生援護施設等における研修実施計画（案）	
(1)	国立障害者リハビリテーション学院	12
(2)	国立秩父学園附属保護指導職員養成所	17
(3)	全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）	20
(4)	心身障害児総合医療療育センター	22
3	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設利用者の 出身市区町村一覧	23

## 1 国立更生援護施設等の運営について

国立更生援護施設は、障害者のリハビリテーションに関して医療から職業訓練までを一貫して実施する「国立障害者リハビリテーションセンター」をはじめ、全国7か所に設置している（参考資料編「1 国立更生援護施設の概要」を参照）。

国立更生援護施設は、障害者自立支援法上の指定障害者支援施設7か所、児童福祉法上の知的障害児施設1か所を運営している。

なお、指定障害者支援施設としては「就労移行支援」、「就労移行支援（あはき師養成施設）」、「自立訓練（機能訓練）」、「自立訓練（生活訓練）」等のサービスを提供しており、その利用は全国の障害者を対象としているので、引き続き、管内市町村等に対し、周知及び助言方願います。

### （1）国立更生援護施設の運営について

ア 国立障害者リハビリテーションセンター（埼玉県所沢市）

わが国の障害者リハビリテーションの中核的施設として、

- ・医療から職業訓練まで一貫した体系の下での総合的なリハビリテーションの実施
- ・リハビリテーション技術の研究開発
- ・リハビリテーション関係専門職員の養成研修
- ・リハビリテーションに関する情報の収集及び提供
- ・リハビリテーションに関する国際協力

等の事業を実施している。

また、平成20年10月より、これまでの身体障害中心から障害全体を視野に入れ、高次脳機能障害、発達障害等新たな障害分野への対応を図るため組織名称及び更生訓練部門の組織の再編を行ったところである。

#### ① 組織名称の変更及び訓練部門の組織の再編（平成20年10月施行）

国立身体障害者リハビリテーションセンターから国立障害者リハビリテーションセンターへ

② 更生訓練部門の組織再編（平成20年10月施行）

障害者自立支援法のサービス体系に対応するため更生訓練部門の組織再編を行ったところである。

「指導部」、「職能部」、「理療教育部」

→ 「総合相談支援部」、「自立訓練部」、「理療教育・就労支援部」

また、更生訓練部門は障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設として、以下のような事業を実施している。

① 就労移行支援

身体障害者を対象として、職業的自立を目的とした実践的な訓練等を実施（同一敷地内にある職業リハセンターの職業訓練を受けることも可能）

【標準利用期間：24か月】

② 就労移行支援（養成施設）

視覚障害者を対象として、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師国家資格を取得するための養成訓練【養成期間：中卒5年、高卒3年】

③ 自立訓練（機能訓練）

視覚障害者を対象として、生活に適応するために必要な歩行、日常生活動作等を習得させるための訓練の実施。

なお、平成20年10月より利用対象者を拡大し、頸髄損傷者等の重度の肢体不自由者に対する機能訓練等を実施【標準利用期間：18か月】

④ 自立訓練（生活訓練）

主として高次脳機能障害者を対象に、コミュニケーション訓練や日常生活訓練等の実施【標準利用期間：24か月】

⑤ 施設入所支援

宿舎の提供、その他生活等に対する相談支援等の実施。

③ 発達障害分野への対応

ア 病院の診療体制の充実

平成20年10月から病院に発達障害に関する専門外来として「児童精神科

(発達障害診療室)」を設置し、診断及び治療を行うとともに、蓄積した治験データ等を基に、統一的な発達支援のサービスモデルを構築することとしている。

#### イ 発達障害情報センターの設置

平成20年10月より研究所に「発達障害情報センター」を設置し、発達障害に関する各種情報を収集・整理し、発達障害者支援センター等関係機関や一般国民等に対し情報提供を行うとともに、シンポジウムの開催等により発達障害に対する理解の普及など啓発活動を行うこととしている。

#### ウ 青年期発達障害者の地域生活移行への就労支援に関するモデル事業

リハセンターを中心に国立秩父学園、職業リハビリテーションセンターが連携し、就労が困難な青年期発達障害者を対象として、地域での職業生活を含めた自立生活を実現するための就労支援体制のサービスモデルを確立し、全国へ発信することとしている。

#### ④ 高次脳機能障害者への対応

平成21年度においても高次脳機能障害者の全国的な支援体制の強化を図るため、「全国高次脳機能障害支援拠点センター」として、都道府県における地方支援拠点機関等の相談支援事業の円滑な運営を支援するため、専門的な助言、指導及び関係機関の職員の研修等を引き続き実施することとしている。

#### ⑤ リハビリテーション関係専門職員等に対する研修の実施

当センター学院では、リハビリテーション関係専門職員等の質の向上を図るため各種研修(約20職種)を実施することとしているので、各都道府県・指定都市・中核市及び市町村等関係機関への周知方よろしく願います。

<参考資料:「2 平成21年度国立更生援護施設等における研修実施計画(案)(1)国立障害者リハビリテーションセンター学院」>を参照。

#### イ 国立視力障害センター（国立光明寮）

国立視力障害センターは、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設として、中途視覚障害者を対象に職業復帰を目的とする「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師」の養成と歩行、家事訓練等日常生活に適応するための自立訓練を実施。

（注）全国4か所に設置（函館市・那須塩原市・神戸市・福岡市）

##### ① 就労移行支援（養成施設）

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格を取得するため養成訓練【養成期間：中卒5年、高卒3年】

##### ② 自立訓練（機能訓練）

中途視覚障害者を対象として、社会生活に適応するために必要な歩行、家事訓練等日常生活訓練及び現職復帰の可能性のある者に対して実践的な福祉機器操作訓練や歩行訓練等の実施【標準期間：18か月】

##### ③ 施設入所支援

宿舍の提供、その他生活等に対する相談支援等の実施。

#### ウ 国立重度障害者センター（国立保養所）

国立重度障害者センターは、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設として、重度の肢体不自由者（主として頸髄損傷者）を対象に、医学的管理の下に、各種機能訓練等を実施。

（注）全国2か所に設置（伊東市・別府市）

##### ① 自立訓練（機能訓練）

機能回復訓練、日常生活動作訓練、職能訓練等の医学的・社会的リハビリテーションの実施【標準利用期間：18か月】

##### ② 施設入所支援

入浴、排せつ、食事等の介護、その他生活に対する相談支援等の実施

エ 国立秩父学園（知的障害児施設）（埼玉県所沢市）

国立秩父学園は、児童福祉法に基づく知的障害児施設として全国を対象に知的障害の程度が著しい児童及び自閉症等を有する児童又は視覚や聴覚に障害のある知的障害児を入所させ、その保護・指導を実施。

① 外来診療及び通園療育指導の実施

在宅の知的障害児等を対象に専門家による適切な診療・指導の対応を早期に取り組み一層の指導効果を図るため外来診療及び通園による療育指導を実施。

② 知的障害関係職員等に対する研修の実施

秩父学園附属保護指導員養成所においては、知的障害関係施設に従事する職員や知的障害児をもつ親及び発達障害関係職員、発達障害者支援センターに従事する職員に対する研修を実施することとしているので、各都道府県・指定都市・中核市及び市町村等関係機関への周知方よろしく願います。

＜参考資料：「2 平成21年度国立更生援護施設等における研修実施計画（案）（2）国立秩父学園附属保護指導員養成所」＞を参照。

## (2) 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）について

全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）は、「国際障害者年」の記念事業として位置付け、国が設置した身体障害者福祉センターであり、身体障害者の自立更生と福祉の増進を図ることを目的として、身体障害者の各種相談、障害者施策等に関わる職員研修、情報提供等を行っているので、障害者団体等が行う行事や研修等を始めとして、本センターを積極的にご利用いただけるよう関係者等への周知方ご配慮願いたい。

### ○相談事業

身体障害者等に対して生活、就職、法律、年金、補装具等に関する相談の実施。

### ○研修事業

全国の身体障害者福祉センター職員等を対象として、職務上必要な知識、技術等を習得させることを目的とした研修を実施。

<参考資料：「2 平成21年度国立更生援護施設等における研修実施計画（案）（3）全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）」>を参照。

### ○情報提供事業

身体障害者にかかる情報提供の充実を図るため、身体障害者福祉に関する実務情報誌「戸山サンライズ」の発行

### ○会議室、宿泊施設等提供事業

各種行事や研修等のための会議室、車いすの方も宿泊できる宿泊施設及び体育施設等の提供

<b>【連絡先】</b>	全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）
	〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1
	TEL 03-3204-3611 FAX 03-3232-3621
	E-mail toyama@abox22.so-net.ne.jp
	URL <a href="http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm">http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm</a>

### (3) 心身障害児総合医療療育センターについて

心身障害児総合医療療育センターは、戦前より肢体不自由児の療育活動を行ってきた日本で最初の肢体不自由児施設「整肢療護園」を発足の母体とし、昭和42年には、重症心身障害児施設の制度化に伴い「むらさき愛育園」を開設した。

その後、昭和54年に各診療科・検査・外来訓練等の部門を統合した外来療育部を設置し、翌年には障害の多様化等に対応するため、整肢療護園、むらさき愛育園、研修・研究部門等を包括した心身障害児のための総合的な医療療育施設として「心身障害児総合医療療育センター」が発足した。

同センターにおいては、全国の肢体不自由児施設、重症心身障害児施設に関わる職員等を対象として、療育の充実を図るため各種講習会を開催しているため、管内の関係団体及び施設等に周知方よろしく願います。(参考資料編(4)「心身障害児総合医療療育センター」参照)

**【連絡先】** 心身障害児総合医療療育センター 研修・研究部 療育研修所  
〒173-0037 東京都板橋区小茂根1-1-10  
TEL 代表：03-3974-2146 直通：03-5965-1136  
FAX 03-3959-7648  
URL <http://www.ryouiku-net.com/>

## 2 独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園について

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園は、平成15年10月に特殊法人 心身障害者福祉協会 国立コロニーのぞみの園が、「特殊法人等の整理合理化計画」（閣議決定）に基づき、「重度知的障害者のモデル的な処遇を行う施設」として独立行政法人に移行したものである。

平成20年度においては、第2期中期目標期間（20～24年度）の初年度として、施設利用者の地域生活への移行や、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対するモデル的支援に取り組むなど、目標達成に向けて的確な業務運営に努めているところである。

### （1）地域生活への移行の推進について

第2期中期目標（20～24年度）の主要課題は、施設利用者の地域生活への移行であり、目標期間の最終年度である24年度末までに、独法移行時（15年10月）の施設利用者の3割を地域移行する事を定めている。

施設利用者の地域生活への移行について、出身地域やその近隣地域のケアホーム等への移行を基本として進めているところであり、本人・保護者等の意向、本人の生活歴などを尊重しつつ、個々の施設利用者ごとに慎重かつ丁寧に進めていく事を基本に実施している。

具体的には、施設利用者及び保護者・家族への懇切な説明、受入自治体等への協力要請、地域生活への移行の段階的メニューとしての地域生活体験事業の実施等、丁寧かつきめ細かな取組を進めた事により、第1期中期目標期間中（15年10月～19年度）に計44名の施設利用者が、自宅や出身地のケアホーム等で生活するために退所した。

さらに、平成20年度においては、22名（2月末現在）が地域生活に移行しており、こうした成果は施設利用者の出身自治体等の協力が不可欠である事より、引続き円滑な地域移行について格段のご協力をお願いする。

（別紙「3 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設利用者の出身市区町村一覧表」参照）

## (2) 調査・研究等の実施について

### ○調査・研究について

第1期中期目標期間（15年10月～19年度）においては、国立のぞみの園の設置目的である重度知的障害者の自立（地域移行）に関する研究に重点を置いて取り組み、第2期中期目標期間（20～24年度）においても、重度知的障害者の地域生活への移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等について取り組む事としている。

なお、得られた成果について、全国の知的障害関係施設等において活用されるように、研究紀要などで情報提供に努めているところであるので、各自治体においても管内の市町村・施設等への周知について一層の取り組みをお願いする。

(平成20年度の主な調査・研究)

- ア. 重度・高齢の知的障害者に対する地域移行のプロセスの確立に関する調査・研究
- イ. 知的障害者の健康管理・医療と福祉連携に関する調査研究
- ウ. 重度知的障害者の日中活動支援に関する研究 等

### ○養成・研修について

第2期中期目標期間（20～24年度）の養成・研修について、内容等が知的障害関係施設等で活用されるものとなるように努めており、管内市町村・施設等の職員の参加について、特段のご配慮をお願いする。

なお、平成21年度は下記セミナー等を開催する予定であり、周知方よろしくお願ひする。（最新情報は、国立のぞみの園HPにて公表）

研修コース	期間	定員	開催場所	開催予定日
地域生活支援 セミナー 2009	2日	300人	高崎シティギャラ リーコアホール	9月16日(水)～ 17日(木)
知的障害者の 健康管理セミナー 2009	2日	80人	ホテルメトロポリ タン高崎 (仮)	11月～12月中 に開催予定

## ○援助・助言について

重度の知的障害者の地域生活への移行の取組、障害者自立支援法に基づく新しい事業体系への移行、重度化・高齢化した知的障害者に対する支援技術等に関する援助・助言を行っているので、管内の知的障害関係施設等へ周知方よろしく願います。

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 担当部署連絡先

ホームページ : <http://www.nozomi.go.jp/>

### 【地域生活への移行の推進について】

地域支援部地域移行課 : TEL. 027-320-1602

### 【調査・研究について】

企画研究部研究課 : TEL. 027-320-1445

### 【養成・研修について】

企画研究部企画研修課 : TEL. 027-320-1367

### 【援助・助言について】

事業調整部サービス調整室 : TEL. 027-320-1562

FAX : 027-(320)-1460

e-mail : [webmaster@nozomi.go.jp](mailto:webmaster@nozomi.go.jp)

受付日 : 月曜日～金曜日

※ただし、祝祭日及び年末年始を除く

受付時間 : 午前8時30分から午後5時30分まで

## < 参 考 资 料 >

# 1 国立更生援護施設の概要

施設名		所在地	利用定員等
国立障害者リハビリテーションセンター  TEL 04-2995-3100 FAX 04-2995-3102 http://www.rehab.go.jp/		埼玉県所沢市	名 更生訓練所 計320 就労移行支援 100 就労移行支援（養成施設） 170 自立訓練（機能訓練） 40 自立訓練（生活訓練） 10 病 院 病 床 数 200床 研 究 所 研究部 5部 補装具製作部 学 院 養成学科 5学科 235 研修課程 23コース 1,589
国 立 光 明 寮	国立函館視力障害センター TEL 0138-59-2751 FAX 0138-59-4383 http://www.hakodate-nhb.go.jp/	北海道函館市	就労移行支援（養成施設） 100 自立訓練（機能訓練） 10
	国立塩原視力障害センター TEL 0287-32-2934 FAX 0287-32-2941 http://www.shiobara-nhb.go.jp/	栃木県 那須塩原市	就労移行支援（養成施設） 100 自立訓練（機能訓練） 10
	国立神戸視力障害センター TEL 078-923-4670 FAX 078-928-4122 http://www.kobe-nhb.go.jp/	兵庫県神戸市	就労移行支援（養成施設） 100 自立訓練（機能訓練） 10
	国立福岡視力障害センター TEL 092-806-1361 FAX 092-806-1365 http://www.fukuoka-nhb.go.jp/	福岡県福岡市	就労移行支援（養成施設） 100 自立訓練（機能訓練） 10
	計		440
国 立 保 養 所	国立伊東重度障害者センター TEL 0557-37-1308 FAX 0557-36-0571 http://www.ito-nrh.go.jp/	静岡県伊東市	自立訓練（機能訓練） 70
	国立別府重度障害者センター TEL 0977-21-0181 FAX 0977-21-2794 http://www.beppu-nrh.go.jp/	大分県別府市	自立訓練（機能訓練） 70
	計		140
国障 立害 知児 的施 設	国立秩父学園  TEL 04-2992-2839 FAX 04-2995-2253 http://www.chichibu-gakuen.go.jp/	埼玉県所沢市	学 園 入園生定員 100 保護指導職員養成所 養成部 2課程 40 研修部 14コース 830
合 計			訓練指導定員 1,000名 病 床 200床 養成研修定員 2,694名

## 2 平成21年度 国立更生援護施設等における研修実施計画（案）

### （1）国立障害者リハビリテーションセンター学院

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
補聴器適合判定医師研修会	聴覚障害者の補聴器適合判定に従事する医師の研修を行い、判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等において、補聴器適合判定に従事する耳鼻咽喉科医師	【第1回】 7月13日(月)～7月17日(金) 【第2回】 2月22日(月)～2月26日(金)	5日 5日	76名 76名
音声言語機能等判定医師研修会	音声言語・嚥下障害をもつ身体障害者に対する判定、音声言語・嚥下障害患者一般に対する臨床等に必要知識と技術を習得することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等において、音声・言語（そしゃく）機能障害の判定に従事する耳鼻咽喉科医師。	10月19日(月)～10月23日(金)	5日	30名
義肢装具等適合判定医師研修会	身体障害者の義肢装具等適合判定に従事する医師の研修を行い、義肢装具等判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等において、義肢装具等の適合判定に従事する医師	【第66回】 11月30日(月)～12月4日(金) 【第67回】 3月15日(月)～3月19日(金)	5日 5日	100名 100名
視覚障害者用補装具適合判定医師研修会	視覚障害者用補装具適合判定に従事する医師の研修を行い、判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設、病院、診療所等において、視覚障害者の補助具の適合判定に従事する、あるいは今後従事する予定の眼科医師	8月5日(水)～8月7日(金)	3日	20名
身体障害者福祉法第15条に規定する医師研修会	各都道府県、指定都市及び中核市が、身体障害者福祉法の規定に基づき行う身体障害者手帳の交付事務において、国が示す身体障害認定基準(ガイドライン)に基づいて公平、適正な障害認定事務を運用できるよう、身障法第15条に規定する医師に対し、身体障害者認定基準等の必要な知識等を習得させることを目的とする。	①都道府県等が設置する身体障害者更生相談所に勤務(嘱託医を含む)する医師  ②都道府県等が身障法第15条の規定に基づき指定した医師で、都道府県・指定都市及び中核市民生主管部(局)長が推薦する者	2月4日(木)  2月5日(金)	1日  1日	60名  60名

更生相談所長等研修会	更生相談所の所長等に対して、地域リハビリテーション、利用者処遇、福祉機器の活用等により、更生相談所の役割機能が十分に果たせるための医学的な意見交換等を含めた研修を実施し、更生相談所業務の円滑な推進に寄与することを目的とする。	更生相談所所長及び更生相談所長が推薦する職員	11月19日(木)～11月20日(金)	2日	50名
義肢装具士研修会	義肢装具製作、適合評価等に関わる専門職員に対して座位保持装置の専門的知識及び技術を習得させることを目的とする。	義肢装具士養成校、リハビリテーション病院等において、義肢装具製作等に携わる者で所属長が推薦する者	8月19日(水)～8月21日(金)	3日	10名
作業療法士研修会	身体障害者のリハビリテーションに従事する作業療法士を対象として、実務に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者(児)更生援護施設、肢体不自由施設、病院等において、現に作業療法に従事している者で、免許を有し、所属長が推薦する者	10月7日(水)～10月9日(金)	3日	20名
理学療法士研修会	身体障害者のリハビリテーションに従事する理学療法士を対象として、実務に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者(児)更生援護施設、肢体不自由施設、病院等において、現に理学療法に従事している者で、免許を有し、所属長が推薦する者	11月11日(水)～11月13日(金)	3日	20名
リハビリテーション心理職研修会(基礎)	身体障害者の心理判定業務に従事し、リハビリテーション領域での経験の浅い職員を対象として、心理専門職に必要な基礎的知識及び技術の研修を行い、その資質の向上を図り、適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市、身体障害者更生援護施設、リハビリテーション病院等において現に心理判定等の業務に従事している者で所属長が推薦する者	5月20日(水)～5月22日(金)	3日	20名

リハビリテーション心理職研修会（応用）	身体障害者の心理専門職業務に従事する者を対象として、実務に必要な専門知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図り、適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	都道府県・指定都市及び中核市又は身体障害者更生援護施設、リハビリテーション病院等において、現に心理専門職の業務に従事している者で所属長が推薦する者	9月16日(水)～ 9月18日(金)	3日	20名
言語聴覚士研修会	聴覚障害、音声機能障害及び言語機能障害のリハビリテーションに従事する言語聴覚士を対象として実務に必要な専門的知識及び技術を習得させその資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者(児)更生援護施設、病院等において現に言語訓練等に従事している者で、免許を有し、所属長が推薦する者	11月25日(水)～11月27日(金)	3日	30名
視覚障害生活支援研修会	視覚障害者の支援に携わっている者に視覚障害者の生活全般に関する生活支援の知識と技術を修得させることによりその資質の向上を図ることを目的とする。	都道府県・指定都市及び中核市又は身体障害者更生援護施設、盲児施設、病院等において視覚障害者の支援に携わっている者で、所属長が推薦する者	5月27日(水)～ 5月29日(金)	3日	20名
身体障害者更生相談所身体障害者福祉司等実務研修会	各都道府県・指定都市が設置する身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司等に対して職務上必要な技術と知識の習得・訓練を行い、職務能力の向上を図ることにより身体障害者更生相談所業務の円滑な推進に資することを目的とする。	身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司等であって、都道府県・指定都市及び中核市民生主管部(局)長が推薦する者	7月 8日(水)～ 7月10日(金)	3日	60名
手話通訳士専門研修会	手話通訳業務に従事している手話通訳士に対して、より高度な通訳技術が要求される通訳場面に対応できる専門的知識と技術の習得に関する現任訓練を行い、聴覚障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。	手話通訳関連業務に従事している手話通訳士で、所属長が推薦する者	8月31日(月)～ 9月 4日(金)	5日	20名

リハビリテーション看護研修会	リハビリテーション看護に必要な専門的知識を習得し、その資質の向上を図るとともに障害者の看護の充実に資することを目的とする。	身体障害者のリハビリテーション看護に3年以上従事し、看護師、准看護師の免許を有している者で所属長が推薦する者	10月27日(火)～10月30日(金)	4日	50名
福祉機器専門職員研修会	福祉機器に関する専門職員に研修を行い、福祉機器の使用について指導等に必要な専門的技術を習得させることを目的とする。	身体障害者更生相談所、市町村、福祉事務所、社会福祉施設、リハビリテーション病院等において、福祉機器相談等を担当している専門職員で、所属長が推薦するもの	1月26日(火)～1月29日(金)	4日	60名
義肢装具士靴型装具専門職員研修会 (適合コース)	義肢装具士に対する靴型装具製作技術の訓練のため、必要な専門知識と技術を習得することを目的とする。	靴型装具の製作・適合業務に従事している義肢装具士で所属長が推薦する者	8月24日(月)～8月27日(木)	4日	10名
盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会 (前期)  盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会 (後期)	盲ろう者のコミュニケーション通訳に従事している者に対し、会話点字・盲ろう用手話等の専門的知識と技術を習得させ、各地域における指導的役割を担う人材育成を図ることを目的とする。	市(区)町村において、ガイドヘルパーとして従事している者及び現に身体障害者更生援護施設等において盲ろう者の通訳介助業務に従事している者で、都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長が推薦する者	【前期】 6月2日(火)～6月5日(金) 【後期】 1月12日(火)～1月15日(金)	8日	20名
介助犬・聴導犬訓練者研修会	介助犬・聴導犬の訓練に従事している者を対象として、訓練に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	介助犬・聴導犬の訓練に従事している者で、所属長が推薦する者	2月15日(水)～2月17日(金)	3日	20名

高次脳機能障害支援事業関係職員研修会	高次脳機能障害者の診断、評価、リハビリテーション、支援など関連する諸問題について、都道府県・政令指定都市における行政担当者、関係機関の担当者(病院の医師及び関係する職種並びに福祉施設の担当者等)が必要な知識及び技術を習得することを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市における行政担当者並びに関係機関(身体障害者更生相談所、精神保健福祉センター、保健所、病院及び福祉施設等)において、診断、評価、訓練、支援等に携わる医師及び関係する職種にある者で、都道府県・指定都市障害保健福祉部(局)長が推薦する者	7月 1日(水)～ 7月 3日(金)	3日	200名
相談支援従事者指導者養成研修会	地域の相談支援体制の充実並びに相談支援従事者研修事業の円滑な実施に資するため都道府県において、ケアマネジメントの手法を用いた相談支援を実践している者に対するスキルアップ並びに地域におけるケアマネジメント従事者に対する研修・指導・助言及び更なる相談支援体制の構築・推進等について中核的な役割を担う者の養成を目的とする。	(1)継続的に個別ケースを持ち、ケアマネジメントを行っている者であって、都道府県が実施する「相談支援従事者研修」及び地域の相談支援体制において、今後も中心的な役割を果たすことが見込まれる者。  (2)都道府県職員等であって、相談支援業務を担当している者。	6月16日(火)～ 6月18日(木)	3日	205名
サービス管理責任者指導者養成研修会	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの質の確保並びにサービス管理責任者研修事業の円滑な実施に資するため、都道府県において、個別支援計画の作成・評価等を行うものに対する研修・指導・助言及び障害福祉サービスの更なる質の向上を図るため、中核的な役割を担う者の養成を目的とする。	(1)サービス管理責任者の要件となる実務経験を満たし、都道府県が実施する「サービス管理責任者研修」の企画・講師に携わる者及び地域の障害福祉サービス事業の質の向上に向けて今後も中核的な役割を果たすことが見込まれる者。  (2)都道府県職員であって「サービス管理責任者研修」等を担当している者。  (3)国立更生援護機関職員でサービス管理責任者の要件となる実務経験を満たし、所属長が認める者。	9月 9日(水)～ 9月11日(金)	3日	292名

※上記の研修実施計画は都合により変更することがあります。

## (2) 国立秩父学園附属保護指導職員養成所

### 1. 職種・キャリア別研修

研修名	日数	期間	研修目的	受講対象	定員
平成21年度 指導員・保育士コース (第1回基本コース)	5日間	6月8日(月)～ 6月12日(金)	知的障害・発達障害関係施設で働いている中堅職員を対象に、講義を中心に知識・技術等を習得させ、資質の向上を図ることを目的とする。 基本コースでは、特に通常の生活における基本的な支援方法の習得を目的とする。	知的障害・発達障害関係施設の職員(看護師も含む)	40名
平成21年度 医療・健康管理コース	5日間	6月29日(月)～ 7月3日(金)	知的障害・発達障害児者の特性について理解し、医療の果たす役割、留意点についての知識を深めるとともに相互討論を通じて職員の資質の向上に寄与することを目的とする。	知的障害・発達障害関係施設で利用者の健康管理にあたる看護師等医療従事者	40名
平成21年度 指導員・保育士コース (第1回応用コース)	5日間	8月10日(月)～ 8月14日(金)	知的障害・発達障害関係施設で働いている中堅職員を対象に、講義を中心に知識・技術等を習得させ、資質の向上を図ることを目的とする。 応用コースでは、特に処遇困難事例への対応、ケアマネジメント、就労支援など、より高度な知識とスキル習得を目的とする。	知的障害・発達障害関係施設の職員(看護師も含む)	40名
平成21年度 施設運営管理コース	3日間	8月26日(水)～ 8月28日(木)	施設運営に関する専門的な講義、演習を行い、施設長の資質厚情をはかり施設の円滑な運営に寄与することを目的とする。	知的障害関係施設の施設長及び運営管理に携わる方	30名
平成21年度 新任職員コース	5日間	9月7日(月)～ 9月11日(金)	知的障害・発達障害関係施設の職員として必要な基礎知識、援助技術の習得を目的とする。また参加者の情報交換を行う。	知的障害・発達障害福祉の仕事に従事する経験2年未満の職員	40名
平成21年度 指導員・保育士コース (第2回基本コース)	5日間	10月26日(月)～ 10月30日(金)	知的障害・発達障害関係施設で働いている中堅職員を対象に、講義を中心に知識・技術等を習得させ、資質の向上を図ることを目的とする。 基本コースでは、特に通常の生活における基本的な支援方法の習得を目的とする。	知的障害・発達障害関係施設の職員(看護師も含む)	40名
第11回 自閉症子育て 支援セミナー	2日間	11月14日(土)～ 11月15日(日)	自閉症・発達障害のある子どもを持つ家族や施設職員、教師、保育士等を対象として、講義や実践報告から療育の知識や援助法を習得させることを目的とする。	自閉症児・者の家族・施設職員・教師・保育士・医療関係者等	300名

平成21年度 指導員・保育士コース (第2回応用コース)	5日間	1月18日(月)～ 1月22日(金)	知的障害・発達障害関係施設で働いている中堅職員を対象に、講義を中心に知識・技術等を習得させ、資質の向上を図ることを目的とする。 応用コースでは、特に処遇困難事例への対応、ケアマネジメント、就労支援など、より高度な知識とスキル習得を目的とする。	知的障害・発達障害関係施設の職員(看護師も含む)	40名
------------------------------------	-----	-----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------	-----

## 2. テーマ別研修

研修名	日数	期間	研修目的	受講対象	定員
平成21年度 自閉症入門コース	3日間	7月22日(水)～ 7月24日(金)	自閉症・児者の特性を理解し、基本的知識、課題行動へ対応方法の習得を目的とする。	知的障害・発達障害関係施設の職員及び児童相談所・知的障害者更生相談所職員(看護師も含む)	40名
平成21年度 行動障害コース	3日間	12月9日(水)～ 12月11日(金)	行動障害について基礎的な知識・理解を深め、対応方法の習得を目的とする。	知的障害・発達障害関係施設の職員及び児童相談所・知的障害者更生相談所職員(看護師も含む)	40名
平成21年度 地域移行支援コース	3日間	2月24日(水)～ 2月26日(金)	地域生活移行支援についての基本的な考え方を学び、地域移行に際しての基本的な知識や援助技術を習得することを目的とする。	知的障害・発達障害関係施設の職員及び知的障害者更生相談所職員	40名
平成21年度 第1回 自閉症トレーニング セミナー	2日間	10月17日(土)～ 10月18日(日)	自閉症の特性を理解し、支援方法の実践トレーニングを行い、支援方法の習得を目的とする。	知的障害・発達障害関係施設の職員、保育園・幼稚園・通園施設の保育士及び教職員	20名
平成21年度 第2回 自閉症トレーニング セミナー	2日間	2月13日(土)～ 2月14日(日)	自閉症の特性を理解し、支援方法の実践トレーニングを行い、支援方法の習得を目的とする。	知的障害・発達障害関係施設の職員、保育園・幼稚園・通園施設の保育士及び教職員	20名

## 3. 発達障害関係研修

研修名	日数	期間	研修目的	受講対象	定員
平成21年度 第1回 発達障害者支援センター 職員研修会	3日間	5月15日(金)～ 5月17日(日)	各都道府県、政令指定都市が設置する発達障害者支援センターの職員に対し、自閉症およびその周辺領域の発達障害をもつ児(者)に対する療育技術およびその家庭に対する支援方法等について研修を行う。	発達障害者支援センター職員	ともに 70名
平成21年度 第2回 発達障害者支援センター 職員研修会	3日間	11月6日(金)～ 11月8日(日)			

平成21年度 第1回 発達障害関係職員研修会	3日間	9月30日(水)～ 10月2日(金)	都道府県・政令指定都市の発達障害児・者支援の中心的役割を担う行政担当者、保健師および保育士等の現任者に対して、発達障害についての知識を深めるとともに支援技術の向上を図り、もって都道府県等の発達障害児・者支援体制の整備・充実に資することを目的とする。	都道府県・政令指定都市において発達障害児・者支援に携わる行政職、保健師、保育士、知的障害者更生相談所、児童相談所等その他の専門職(※)、相談員等。 (※) 医師、看護師、心理職、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士。	ともに 70名
平成21年度 第2回 発達障害関係職員研修会	3日間	2月3日(水)～ 2月5日(金)			

#### 4. 知的障害者更生相談所職員研修

研修名	日数	期間	研修目的	受講対象	定員
平成21年度 知的障害者更生相談所知的障害者福祉司等 実務研修会	3日間	11月25日(水)～ 11月27日(金)	各都道府県・政令指定都市が設置する知的障害者更生相談所の職員(知的障害者福祉司等)に対して、業務を遂行していくにあたって必要な専門的知識および技術を講義や演習を通して習得させることにより、知的障害者更生相談所の業務の充実に資し、もって知的障害者福祉の一層の向上に資することを目的とする。	知的障害者更生相談所職員。	40名

※上記の各研修会は、諸事情により日程等を変更する場合があります。

### (3) 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）

研修会名		目的	受講対象等	研修期間	日数	定員
障害者地域生活支援従事者研修会		障害者が地域において、自らのニーズに基づき、保健、医療、福祉等各種サービスから必要なサービスを選択し、尊厳をもって、その人らしく安心して生活を送れるよう支援することが重要である。そこで、地域生活支援業務に必要な知識及び技術について研修し、関係職員の資質の向上並びに地域生活支援体制の円滑な運営の確保を図ることを目的とする。	市町村、障害者福祉センター、相談支援事業所、及びその他関係機関等において障害者の地域生活支援業務に携わる者。	<p>&lt;第1回&gt; 7月14日(火) ～7月17日(金)</p> <p>&lt;第2回&gt; 12月15日(火) ～12月18日(金)</p>	4日	100名
障害者施設職員研修会	新任職員コース	障害者施設等の新任職員に対し、施設の一員として活躍できるよう必要な知識等について研修し、施設運営等の円滑化を図ることを目的とする。	障害者施設等の新任職員（異動による新任を含む）。	6月10日(水) ～6月12日(金)	3日	70名
	機能訓練・健康管理担当者コース	障害者施設等の機能訓練担当者及び健康管理担当者に対し必要な知識、技術等について研修し、障害者支援サービスの向上と施設運営の円滑化を図ることを目的とする。	障害者施設等のOT、PT、スポーツ指導員、看護師等で機能訓練、健康管理を担当する者。	10月27日(火) ～10月29日(木)	3日	70名
障害者福祉センター等職員研修会		身体障害者福祉センターの施設長等幹部職員に対し、国の障害者福祉行政等新しい情報を提供するとともに地域の障害者生活支援および施設経営等の知識について研修し、施設運営の充実、強化を図ることを目的とする。	身体障害者福祉センターA型、B型及び従来障害者デイサービス事業を実施していた障害者自立支援法に基づく生活介護事業所、地域活動支援センター等の施設長等幹部職員及び中間管理職員。（開催地：宮城県）	11月19日(木) ～11月20日(金)	2日	50名
			身体障害者福祉センターA型、B型及び従来障害者デイサービス事業を実施していた障害者自立支援法に基づく生活介護事業所、地域活動支援センター等の施設長等幹部職員及び中間管理職員。	2月18日(木) ～2月19日(金)	2日	50名
障害者サービスコーディネーション研修会		障害特性や保健福祉サービスを円滑に提供するためのコーディネーションの理論と手法について研修し、障害者の地域での自立した生活を支援することのできる優れた人材を養成することにより、障害者の地域福祉の推進に寄与することを目的とする。	都道府県、市町村、福祉事務所、相談支援事業所、社会福祉協議会、保健所、障害者施設等に所属し、地域において障害者福祉に携わる者。	<p>&lt;第1回ベーシックコース&gt; 6月23日(火) ～6月26日(金)</p> <p>&lt;第2回ベーシックコース&gt; 11月6日(金) ～11月8日(日)</p>	4日	100名
			地域生活支援業務に携わる者に対してより実践的な研修を実施し、地域で中心的存在と成りうる人材を養成することを目的とする。	地域生活支援業務に携わる者で、リーダーを目指す者（現在、リーダーとして活躍中の者を含む）。	<アドバンストコース> 1月15日(金) ～1月17日(日)	3日

研修会名	目 的	受 講 対 象 等	研 修 期 間	日 数	定 員
障害者のためのレクリエーション支援者養成研修会	障害者の個々のニーズに対応したレクリエーション支援の理論と手法について研修し、障害者が潤いある豊かな生活を送れるように支援することのできる人材を養成することにより、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することを目的とする。	障害者施設等において障害者のレクリエーション支援に携わる者。	<第1回ベーシックコース> 9月11日(金) ～9月13日(日)	3日	50名
			<第2回ベーシックコース> 12月2日(水) ～12月4日(金)	3日	50名
	障害者のレクリエーション支援業務に携わる者について、より実践的な内容を研修することにより、レクリエーション支援の中心的存在と成りうる人材を養成することを目的とする。	障害者のレクリエーション支援担当者で、将来レクリエーション支援のリーダーとなる者(現在、リーダーとして活躍中の者を含む)。	<アドバンストコース> 1月29日(金) ～1月31日(日)	3日	50名
障害者スポーツ指導員養成研修会	障害者の適性に応じた運動競技種目及び身体運動の実施方法並びにリハビリテーションとの関連性等について研修を行い、障害者スポーツの指導に習熟した指導者の養成を図ることにより、障害者スポーツの推進に寄与することを目的とする。	日本社会福祉教育学校連盟加盟校等の学生で障害者のスポーツ・レクリエーション活動に興味があり、今後の障害者スポーツ活動の振興に貢献する意欲のある者。	<第1回> 8月4日(火) ～8月7日(金)	4日	100名
			<第2回> 3月16日(火) ～3月19日(金)	4日	100名

※ 上記の研修会概要は都合により変更することがあります。

(4) 平成21年度 心身障害児総合医療療育センター 講習会一覧表

	講習会名	受講対象者	講習期間
1	第61回 摂食指導(基礎・実習)講習会	各種療育施設等で摂食指導に携わる職員	4月21日(火)～4月22日(水) (2日間)
2	第44回 重度・重症児(者)医療・療育(基礎)講習会	肢体不自由児・重症心身障害児(者)の療育に携わる看護職・療育職員、基礎的な内容になります。摂食指導が入ります。	5月12日(火)～5月15日(金) (4日間)
3	第31回 看護指導者講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設の病棟師長・主任看護師	5月19日(火)～5月22日(金) (4日間)
4	第8回 障害児者のプール指導講習会	障害児(者)のプール指導に携わる職員	6月3日(水)～6月5日(金) (3日間)
5	第62回 摂食指導(基礎・実習)講習会	各種療育施設等で摂食指導に携わる職員	6月9日(火)～6月10日(水) (2日間)
6	第66回 重症障害児(者)・肢体不自由児等 看護師講習会	重症障害児(者)・肢体不自由児の療育に携わる看護師(ある程度の経験を積んだ方が対象です。摂食指導があります)	6月22日(月)～6月26日(金) (5日間)
7	第20回 東京コース(2009年度) ポースアプローチ8週間講習会	PT. OT. ST. MDで脳性麻痺児の治療・訓練に携わり今後もその分野に従事する職員(経験3年以上)	7月6日(月)～8月28日(金) (8週間)
8	第4回 ペアレントトレーニング講習会	療育相談機関(療育施設・保健所・学校等)で発達障害児に関わる職員	8月26日(水)～8月27日(木) (2日間)
9	第27回 重症障害児(者)医療 看護師講習会	障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に携わる看護師(経験3年以上、医療面の理解を深める)	9月5日(土)～9月6日(日) (2日間)
10	第63回 摂食指導(基礎・実習)講習会	各種療育施設等で摂食指導に携わる職員	9月15日(火)～9月16日(水) (2日間)
11	第78回 肢体不自由児・重症障害児(者)等 看護師講習会	肢体不自由児・重症障害児(者)の療育に携わる看護師(ある程度の経験を積んだ方が対象です。摂食指導がありません。虐待についての講義が入ります)	10月6日(火)～10月9日(金) (4日間)
12	第45回 肢体不自由児・重症障害児(者)等 療育職員講習会	各種療育施設において肢体不自由児・重症障害児(者)の療育に携わる療育職員(保育士・指導員・介護士等)	10月19日(月)～10月23日(金) (5日間)
13	第14回 福祉相談関係職員講習会	肢体不自由児・重症心身障害児(者)の福祉相談関係業務に携わる職員	10月28日(水)～10月30日(金) (3日間)
14	第64回 摂食指導(基礎・実習)講習会	各種療育施設等で摂食指導に携わる職員	11月10日(火)～11月11日(水) (2日間)
15	第67回 重症障害児(者)療育職員講習会	重症障害児(者)の療育に携わる療育職員(保育士・指導員・介護士等)	11月16日(月)～11月20日(金) (5日間)
16	第45回 重度・重症児(者)医療・療育(基礎)講習会	肢体不自由児・重症心身障害児(者)の療育に携わる看護職・療育職員、基礎的な内容になります。摂食指導が入ります。	12月8日(火)～12月11日(金) (4日間)
17	第28回 重症障害児(者)医療 看護師講習会	障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に携わる看護師(経験3年以上、医療面の理解を深める)	1月14日(木)～1月16日(土) (3日間)
18	第42回 幼児通園 療育職員講習会	幼児通園療育に携わる療育職員(保育士・児童指導員等)	1月25日(月)～1月29日(金) (5日間)
19	第65回 摂食指導(基礎・実習)講習会	各種療育施設等で摂食指導に携わる職員	2月9日(火)～2月10日(水) (2日間)
20	第46回 重度・重症児(者)医療・療育(基礎)講習会	肢体不自由児・重症心身障害児(者)の療育に携わる看護職・療育職員、基礎的な内容になります。摂食指導が入ります。	2月23日(火)～2月26日(金) (4日間)
21	第66回 摂食指導(基礎・実習)講習会	各種療育施設等で摂食指導に携わる職員	3月9日(火)～3月10日(水) (2日間)
22	第29回 重症障害児(者)医療講習会	障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に携わる医師	3月13日(土)～3月14日(日)予定 (2日間)

### 3 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設利用者の 出身市区町村一覧表

平成21年3月1日 現在

	都道府県	市町村	人数		都道府県	市町村	人数
1	北海道	札幌市 南区	1	50	埼玉県	さいたま市 北区	3
2		帯広市	1	51		さいたま市 桜区	1
3		北見市	1	52		さいたま市 南区	1
4		苫小牧市	1	53		川越市	2
5		伊達市	1	54		熊谷市	1
6		江差町	1	55		川口市	2
7		士幌町	1	56		所沢市	1
8	岩手県	花巻市	1	57		東松山市	1
9		北上市	1	58		春日部市	2
10		奥州市	1	59		狭山市	1
11		大槌町	1	60		羽生市	2
12	宮城県	仙台市	1	61		鴻巣市	1
13	秋田県	秋田市	1	62		深谷市	1
14		五城目町	1	63		上尾市	1
15	山形県	山形市	1	64		草加市	1
16		飯豊町	1	65		入間市	2
17		三川町	1	66		北本市	1
18	福島県	郡山市	1	67		三郷市	1
19		いわき市	1	68		坂戸市	1
20		南相馬市	1	69		幸手市	1
21	茨城県	水戸市	2	70		吉川市	1
22		日立市	2	71		ふじみ野市	1
23		土浦市	2	72		三芳町	1
24		古河市	1	73		小川町	2
25		結城市	1	74		吉見町	1
26		常陸太田市	1	75		鳩山町	1
27		高萩市	1	76		寄居町	1
28		筑西市	2	77		宮代町	1
29	栃木県	宇都宮市	4	78	千葉県	千葉市	9
30		足利市	2	79		銚子市	2
31		栃木市	1	80		市川市	6
32		鹿沼市	1	81		船橋市	4
33		小山市	1	82		松戸市	2
34		大田原市	2	83		野田市	1
35		大平町	1	84		佐倉市	1
36		岩舟町	1	85		柏市	2
37		塩谷町	1	86		八千代市	3
38		那須町	1	87		鴨川市	1
39	群馬県	前橋市	5	88	浦安市	1	
40		高崎市	3	89	八街市	1	
41		伊勢崎市	1	90	匝瑳市	1	
42		太田市	3	91	睦沢町	1	
43		渋川市	1	92	東京都	港区	1
44		藤岡市	1	93		新宿区	2
45		安中市	2	94		文京区	1
46		神流町	1	95		台東区	2
47		甘楽町	1	96		墨田区	2
48		中之条町	1	97		江東区	2
49	玉村町	1	98	品川区		3	

	都道府県	市町村	人数		都道府県	市町村	人数
99	東京都	目黒区	3	150	新潟県	三条市	3
100		大田区	3	151		柏崎市	1
101		世田谷区	5	152		小千谷市	2
102		渋谷区	1	153		燕市	1
103		杉並区	2	154		佐渡市	1
104		豊島区	4	155		魚沼市	1
105		北区	5	156		南魚沼市	3
106		荒川区	2	157		田上町	1
107		板橋区	4	158		阿賀町	1
108		練馬区	6	159		川口町	2
109		足立区	7	160		富山県	富山市
110	葛飾区	4	161	滑川市	2		
111	江戸川区	4	162	入善町	1		
112	東京都	八王子市	3	163	石川県	金沢市	2
113		立川市	1	164		七尾市	1
114		武蔵野市	2	165		加賀市	1
115		三鷹市	3	166	山梨県	甲府市	2
116		青梅市	1	167		大月市	1
117		府中市	1	168		北杜市	1
118		昭島市	2	169		甲斐市	1
119		調布市	1	170		増穂町	1
120		小金井市	1	171		南部町	1
121		日野市	1	172	長野県	長野市	2
122		東村山市	1	173		上田市	1
123		国分寺市	2	174		小諸市	1
124		東大和市	1	175		佐久市	2
125		東久留米市	3	176		南牧村	1
126		瑞穂町	1	177		北相木村	1
127	神奈川県	横浜市 鶴見区	1	178	岐阜県	岐阜市	2
128		横浜市 神奈川区	1	179		多治見市	1
129		横浜市 南区	1	180		恵那市	1
130		横浜市 保土ヶ谷区	1	181		郡上市	1
131		横浜市 金沢区	1	182		東白川村	1
132		横浜市 港北区	2	183	静岡県	静岡市	1
133		横浜市 緑区	1	184		浜松市	1
134		横浜市 瀬谷区	3	185		沼津市	1
135		川崎市 川崎区	1	186		三島市	2
136		川崎市 高津区	2	187		掛川市	1
137		川崎市 多摩区	1	188		藤枝市	1
138		横須賀市	1	189		裾野市	1
139		平塚市	1	190		湖西市	1
140		藤沢市	2	191		伊豆の国市	1
141		小田原市	1	192		川根本町	1
142		相模原市	5	193		森町	1
143		秦野市	1	194	愛知県	名古屋市	4
144	厚木市	2	195	一宮市		1	
145	大和市	1	196	瀬戸市		2	
146	座間市	1	197	弥富市		1	
147	南足柄市	1	198	一色町	1		
148	新潟県	新潟市	2	199	三重県	伊勢市	1
149		長岡市	8	200		御浜町	1

	都道府県	市町村	人数		都道府県	市町村	人数
201	滋賀県	彦根市	1	227	広島県	広島市	4
202		東近江市	1	228		三原市	1
203	京都府	福知山市	1	229		尾道市	1
204		綾部市	1	230		廿日市市	1
205		精華町	1	231		北広島町	1
206	大阪府	大阪市 天王寺区	1	232	山口県	岩国市	1
207		大阪市 城東区	1	233		周南市	1
208		高槻市	1	234	徳島県	阿南市	1
209		守口市	2	235	香川県	丸亀市	2
210		八尾市	1	236		小豆島町	1
211	兵庫県	神戸市	3	237	愛媛県	松山市	1
212		西宮市	1	238		今治市	1
213		相生市	1	239		伊方町	1
214		豊岡市	2	240	高知県	高知市	1
215		赤穂市	2	241		土佐町	1
216		宝塚市	1	242	福岡県	北九州市	2
217	奈良県	天川村	1	243		大牟田市	1
218	和歌山県	和歌山市	1	244	佐賀県	小城市	1
219		紀の川市	1	245	大分県	大分市	2
220	鳥取県	鳥取市	1	246	宮崎県	宮崎市	3
221		八頭町	1	247	鹿児島県	いちき串木野市	1
222		琴浦町	1				
223	島根県	松江市	1				
224		出雲市	2				
225		雲南市	2				
226	岡山県	岡山市	2				

  

合計	都道府県	42
	市町村	247
	入所利用者数 (入所利用者中、有期限者2名)	398